

## 浜松駅北口地下広場等利用規程

この規程は、浜松駅北口地下広場等(以下「地下広場等」という。)の利用に関する事を定める。

### (利用の許可)

第1条 地下広場等を利用する者(以下「利用者」という。)は、浜松駅北口地下広場等利用活性会(以下「当会」という。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当会の許可を受けなければならない。

3 当会は、次の各号いずれかに該当するときは、第1項又は第2項の許可をしない。

(1)歩行者の通路が十分に確保できないおそれがあるとき。

(2)公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3)集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4)地下広場等の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(5)前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

4 当会は、第1項又は第2項の許可に地下広場等の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

### (利用の許可に係る利用時間)

第2条 前条第1項又は第2項に係る行為をするために地下広場等を利用することができる時間は、午前9時00分から午後9時30分までとする。

ただし、当会が必要があると認めるときは、変更することができる。

### (行為の禁止)

第3条 地下広場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)地下広場等の通行の妨害となる行為。

(2)地下広場等の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。

(3)球戯をし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

(4)他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

(5)前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用料金の納付)

第4条 利用者は、利用料金を当会が指定する日までに納付しなければならない。

ただし、当会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 利用料金は、別紙2に定める額とする。

3 利用料金は、当会の収入とする。

4 当会は、地下広場等の利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。)を収受することができる。

5 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

(利用料金の減免)

第5条 浜松市が共催し、又は後援する事業に利用する場合、又はこれに準ずると認められる場合は、利用料金を減免することができる。

ただし、付帯設備の利用については、減免の対象外とする。

2 浜松市が主催する事業に利用する場合、又はこれに準ずると認められる場合は、利用料金を全額免除することができる。

3 その他、第9条第2項により退去等を命じた場合、利用料金を減免することができる。

ただし、当会は、利用できなくなったことによる損害等について、一切の責を負わない。

(利用料金の割引)

第6条 地下広場等の利用回数に応じて、以下により利用料金の割引をすることができる。

ただし、減免の申請者については、割引の対象外とする。

| 1ヶ月の利用日数 | 割引率 | 備 考                                 |
|----------|-----|-------------------------------------|
| 10 日以上   | 20% | 開催初日の 13 日前からのキャンセルについては利用料金を還付しない。 |
| 20 日以上   | 30% |                                     |

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。

ただし、当会が必要であると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡)

第8条 利用者は、地下広場等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第9条 当会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第1条第1項又は第2項の許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、行為の中止、原状回復、もしくは地下広場等からの退去を命じることができる。

(1)この規程に違反した者。

(2)第1条第1項又は第2項の許可に付けた条件に違反した者。

(3)偽りその他不正な手段により、第1条第1項又は第2項の許可を受けた者。

2 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じることができる。

(1)地下広場等に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合。

(2)地下広場等の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合。

(3)前2号に掲げる場合のほか、地下広場等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(原状回復)

第10条 利用者は、地下広場等の利用を終了したとき又は前条の規定により許可を取り消され、もしくは、その効力を停止されたときは、直ちに、地下広場等の施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 地下広場等の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当会で定める。